

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p>(20)「利用停止措置」とは、当社の判断によって、本カードの利用を一時的に制限すること、または<u>利用資格を喪失させることをいいます。</u></p> <p>(21)～(22) (記載省略)</p> <p>(23)「会員サイト」とは、会員が各人ごとに設定された ID、パスワードによりアクセスし、カードのご利用状況などの各種情報を閲覧できる、当社の運営する会員専用の以下の Web サイトをいいます。</p> <p>https://card.my.softbank.jp</p> <p>(24)～(25) (記載省略)</p> <p><u>(26)「クレジット機能(おまかせチャージ)」とは、ワイジェイカード株式会社が提供するカードレスのクレジット機能サービスのことをいいます。</u></p> <p>第3条(申込・発行)</p> <p>1～2. (記載省略)</p> <p>3.本カードの申込みにあたっては、当社および CCC に、それぞれソフトバンク店頭で申込みに必要な氏名、連絡先その他の各社の契約に必要な会員に関する所定の情報の申告を行うものとします。また、当社に対して本人確認書類または取引時確認書類として各社が定めた証明書もしくは書類の提出を行うものとします。</p> <p>4～5. (記載省略)</p> <p>第4条 (記載省略)</p> <p>第5条(手数料)</p> <p>1.会員は、当社所定の方法によって通知する場合、次の手数料を支払うものとします。詳しくは、<u>以下の Web サイトをご確認ください。</u></p> <p>http://www.softbank.jp/card/support/spec/</p> <p>(1)～(5) (記載省略)</p> <p>2.前項の手数料は、取引の際に、または手数料相当額のチャージがあった時点で、当該取引を行うプリペイドバリューまたは現金バリューの利用可能残高から控除する方法で支払いを行うものとします。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第6条～第7条 (記載省略)</p> <p>第8条(暗証番号)</p> <p>1～3. (記載省略)</p>	<p>(20)「利用停止措置」とは、当社の判断によって、本カードの利用を一時的に制限すること、または<u>会員資格を喪失させることをいいます。</u></p> <p>(21)～(22) (現行どおり)</p> <p>(23)「会員サイト」とは、会員が各人ごとに設定された ID、パスワードによりアクセスし、カードのご利用状況などの各種情報を閲覧できる、当社の運営する会員専用の Web サイトをいいます。</p> <p>(24)～(25) (現行どおり)</p> <p>第3条(申込・発行)</p> <p>1～2. (現行どおり)</p> <p>3.本カードの申込みにあたっては、当社および CCC に、それぞれソフトバンク店頭、<u>当社指定の Web サイトおよびアプリ</u>で申込みに必要な氏名、連絡先その他の各社の契約に必要な会員に関する所定の情報の申告を行うものとします。また、当社に対して本人確認書類または取引時確認書類として各社が定めた証明書もしくは書類の提出を行うものとします。</p> <p>4～5. (現行どおり)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>第5条(手数料)</p> <p>1.会員は、当社所定の方法によって通知する場合、次の手数料を支払うものとします。詳しくは、<u>別途当社ホームページに定める手数料をご確認ください。</u></p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>2.前項の手数料は、取引の際に、または手数料相当額のチャージがあった時点で、当該取引を行うプリペイドバリューまたは現金バリューの利用可能残高から控除する方法または<u>当社所定の方法</u>で支払いを行うものとします。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第6条～第7条(現行どおり)</p> <p>第8条(暗証番号)</p> <p>1～3. (現行どおり)</p>	<p>字句の修正</p> <p>(削除)</p> <p>クレジット機能終了のため</p> <p>Webでの申し込みを受けているので、実態と合わせるため追記</p> <p>字句の修正</p> <p>(削除)</p> <p>その他の方法での支払いが可能なため追記</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>4. 当社は、<u>暗証番号の変更または問合せについては</u>、当該カードの会員本人から申し出があった場合にのみ受付します。</p> <p>5～6. (記載省略)</p> <p>第9条 (カードの貸与・譲渡の禁止)</p> <p>1. 本カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員に対して貸与するものです。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 会員が前二項に違反し、第三者がカードを利用したことによって生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>第10条 (ご利用内容の通知)</p> <p>1. 当社は、本カードのご利用内容について、会員からご申告いただいた電子メールアドレス (以下「本件アドレス」といいます。) 宛に電子メールを送信する方法その他の当社が認めた方法により通知 (以下「利用内容通知」といいます。) するものとします。</p> <p><u>2. 会員から本件アドレスのご申告をいただけない場合、または本件アドレスの消滅その他の事由により本件アドレスに利用内容通知が到達しない場合は、本カードの利用時に加盟店から発行されるレシートを利用者が受領した時点をもって利用内容通知がされたものとします。</u></p> <p>3. 利用内容通知後 20 日間以内に会員から当社にお申し出がない場合、会員は当該利用内容を承認したものとみなします。</p> <p>第11条 (ご利用明細等の確認)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本カードの利用履歴は、会員サイト等当社所定の方法で、一定の範囲において確認することができます。なお、<u>会員は、当社が会員に対する利用履歴開示のために、会員の本カードの利用状況を加盟店に開示することがあることを予め了承するものとします。</u></p> <p>3. 第1項の定めに係わらず、本カードの有効期限を経過した場合、または<u>利用資格喪失の場合</u>、当社所定の期間経過後は、本カードの利用可能残高および利用明細等は確認できなくなります。</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>第12条～第14条 (記載省略)</p> <p>第15条 (申し出による<u>利用資格喪失</u>)</p>	<p>4. 当社は、<u>暗証番号の登録、変更、一時停止解除などについての問い合わせは</u>、当該カードの会員本人から申し出があった場合にのみ受付します。</p> <p>5～6. (現行どおり)</p> <p>第9条 (カードの貸与・譲渡の禁止)</p> <p>1. 本カードの所有権は当社にあり、本カードは当社から会員に対して貸与するものです。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 会員が前二項に違反し、第三者が<u>本カード</u>を利用したことによって生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>第10条 (ご利用内容の通知)</p> <p>1. 当社は、本カードのご利用内容について、会員からご申告いただいた電子メールアドレス (以下「本件アドレス」といいます。) 宛に電子メールを送信する方法、<u>会員サイトへのご利用明細の掲載</u>またはその他の当社が認めた方法により通知 (以下「利用内容通知」といいます。) するものとします。</p> <p>2. 利用内容通知後 20 日間以内に会員から当社にお申し出がない場合、会員は当該利用内容を承認したものとみなします。</p> <p>第11条 (ご利用明細等の確認)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本カードの利用履歴は、会員サイト等当社所定の方法で、一定の範囲において確認することができます。なお、<u>当社は会員の利用履歴調査等のために、会員の本カードの利用状況を加盟店に開示することがあることを予め了承するものとします。</u></p> <p>3. 第1項の定めに係わらず、本カードの有効期限を経過した場合、または<u>会員資格喪失の場合</u>、当社所定の期間経過後は、本カードの利用可能残高および利用明細等は確認できなくなります。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (申し出による<u>会員資格喪失</u>)</p>	<p>問い合わせ事由について詳述するため追記</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>他の確認手段も明示するため追記</p> <p>(削除)</p> <p>項数繰り上げ</p> <p>利用履歴を開示するためには調査が必要であることを明記するため追記</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>会員は、カードの有効期間満了前であっても、当社所定の手続きにより当社に申し出ること、本カードの<u>利用資格</u>を喪失することができます。</p> <p>なお、<u>利用資格喪失</u>後は一切、カード利用はできません。</p> <p>第16条（禁止行為） 会員は、本カードの申込みまたはカード利用にあたり、次の行為を行わないものとします。 (1)～(4) (記載省略) (新設)</p> <p>(5) (記載省略) (6) (記載省略) (7)前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること 2. (新設)</p> <p>3. (新設)</p> <p>4. (新設)</p> <p>第17条（利用停止措置） 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、本カードの利用停止もしくは取扱停止または<u>利用資格</u>を喪失する措置（以下「本カードの利用停止等」といいます。）をとることができるものとします。 (1)～(14) (記載省略)</p>	<p>会員は、カードの有効期間満了前であっても、当社所定の手続きにより当社に申し出ること、本カードの<u>会員資格</u>を喪失することができます。 <u>ただし、会員は、当社に超過利用分のお支払いが完了していない場合、当該支払いが完了するまで、会員資格喪失の申出をすることができないものとします。</u></p> <p>なお、<u>会員資格喪失</u>後は一切、カード利用はできません。</p> <p>第16条（禁止行為） 1. 会員は、本カードの申込みまたはカード利用にあたり、次の行為を行わないものとします。 (1)～(4) (現行どおり) (5) <u>当社、当社以外の企業、国、地方公共団体またはその他の第三者（以下「施策者」といいます）が実施する施策より不当に利益を得ることを目的として、循環・架空・転売・自己取引等の不当な取引を行うこと</u> (6) <u>前号に定めるほか当社、施策者が不当であると判断する取引を行うこと</u> (7) (現行どおり) (8) (現行どおり) (9)前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること 2. <u>当社は、前項に定める禁止行為を行ったまたは行ったと疑われる会員について、当社が必要と判断する調査を行うことができるものとし、会員はこれに協力するものとします。また施策者から調査指示を受けた場合も同様とします。</u> 3. <u>当社は、会員が第1項に違反した場合、当該会員について、当該違反が判明した時点以降、当社または施策者が実施する施策の特典（以下単に「特典」といいます）の還元を停止するものとします。</u> 4. <u>前項の場合において、当社は、違反した会員に対し、既に付与した特典を取り消すことができるほか、当社または施策者に生じた損失額に相当する金額を請求することができるものとします。</u></p> <p>第17条（利用停止措置） 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、本カードの利用停止もしくは取扱停止または<u>会員資格</u>を喪失する措置（以下「本カードの利用停止等」といいます。）をとることができるものとします。 (1)～(14) (現行どおり)</p>	<p>超過利用分がある場合の解除について明記 字句の修正</p> <p>項数追加のため</p> <p>キャッシュレス・消費者還元事業のため追記</p> <p>同上</p> <p>号数繰り下げ</p> <p>キャッシュレス・消費者還元事業のため追記</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>字句の修正</p>

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p>2～3. (記載省略)</p> <p>第18条～第20条 (記載省略)</p> <p>【プリペイドカードサービス】</p> <p>第21条 (記載省略)</p> <p>第22条 (プリペイドカードサービスの利用可能限度額)</p> <p>1～2. (記載省略)</p> <p>3. 第1項第1号の限度額は、第29条第1項第1号に定める現金バリューへのチャージ可能な限度額と合算し100万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは以下のWebサイトをご確認ください。</p> <p>http://www.softbank.jp/card/support/spec/</p> <p>第23条 (プリペイドバリューのチャージ)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 会員は、当社およびソフトバンクが認めた場合、当社およびソフトバンクが提供する「ソフトバンクまとめて支払い」を利用して、プリペイドバリューにチャージできます。「ソフトバンクまとめて支払い」のご利用にあたっての条件・ご注意事項については、以下のWebサイトをご確認ください。</p> <p>http://www.softbank.jp/mobile/service/payment/</p> <p>3～4. (記載省略)</p> <p>第24条 (プリペイドバリューによるカード決済)</p> <p>1. 会員は、加盟店で商品等の購入時に本カードを提示し、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法、暗証番号を加盟店の機器に入力する方法、その他当社所定の方法による手続きを行うことにより、プリペイドバリューおよび現金バリューの利用可能残高の範囲内でカード決済ができます。なお、当社が認めた場合、署名の手続きを省略できる場合があります。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(1) 商品等購入代金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円</p>	<p>2～3. (現行どおり)</p> <p>第18条～第20条 (現行どおり)</p> <p>【プリペイドカードサービス】</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条 (プリペイドカードサービスの利用可能限度額)</p> <p>1～2. (現行どおり)</p> <p>3. 第1項第1号の限度額は、第29条第1項第1号に定める現金バリューへのチャージ可能な限度額と合算し100万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは<u>当社のホームページ</u>をご確認ください。</p> <p>第23条 (プリペイドバリューのチャージ)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 会員は、当社およびソフトバンクが認めた場合、当社およびソフトバンクが提供する「ソフトバンクまとめて支払い」を利用して、プリペイドバリューにチャージできます。「ソフトバンクまとめて支払い」のご利用にあたっての条件・ご注意事項については、<u>当社ホームページ</u>をご確認ください。</p> <p>3～4. (現行どおり)</p> <p>第24条 (プリペイドバリューによるカード決済)</p> <p>1. 会員は、加盟店で商品等の購入時に本カードを提示し、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法、暗証番号を加盟店の機器に入力する方法、インターネットサイト<u>加盟店等でカード情報を入力する方法</u>、その他当社所定の方法による手続きを行うことにより、プリペイドバリューおよび現金バリューの利用可能残高の範囲内でカード決済ができます。なお、当社が認めた場合、署名の手続きを省略できる場合があります。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(1) 商品等購入代金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円</p>	<p>字句の修正 (削除)</p> <p>字句の修正 (削除)</p> <p>他の利用手段を明記するため追記</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>に換算した金額に、当社所定の手数料を加算した金額で決済されます。詳しくは、<u>以下の Web サイト</u>をご確認ください。</p> <p>http://www.softbank.jp/card/support/spec/ (2) (記載省略)</p> <p>第 25 条 (プリペイドバリューの有効期限、払戻し) 1. (記載省略) 2. 新カードが発行された時点で旧カードにプリペイドバリューの利用可能残高がある場合、<u>会員は旧カードの券面印字日から 2 年を経過するまでの間は、当該利用可能残高を新カードに移行することができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、旧カードでのプリペイドバリューの利用はできなくなります。</u> 3～4. (記載省略)</p> <p>【資金移動 (現金バリュー) サービス】 第 26 条 (資金移動サービス) 1～2. (記載省略) 国外 ATM にお 3. 会員が本カードにチャージした金額を利用できるまで、最大 24 時間を要する場合があります。</p> <p>4～7. (記載省略)</p> <p>第 27 条 (現金バリューのチャージ) 1. 会員は、当社が定める手段により、現金バリューを繰り返しチャージすることができます。チャージ手段およびご利用にあたっての条件・ご注意事項については、<u>以下の Web サイト</u>をご確認ください。なお、現金バリューのチャージ後、原則チャージの取消しはできません。 http://www.softbank.jp/card/howto/charge/ 2. (記載省略) 3. <u>会員が「クレジット機能 (おまかせチャージ)」を利用して、ワイジェイカードから金銭の借入を受けて現金バリューへのチャージを行う場合、当社は、会員から委託を受けた代理人としてワイジェイカードから金銭の振込を受け代理受領し、当該金銭の受領時点から最大 24 時間内に、会員の現金バリューの利用可能残高を増加させます。なお、会員は、当該代理権の付与および金銭の借入申込後における当社への現金バリューのチャージ依頼について、取消し、撤回はできません。</u></p>	<p>に換算した金額に、当社所定の手数料を加算した金額で決済されます。詳しくは、<u>当社ホームページ</u>をご確認ください。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第 25 条 (プリペイドバリューの有効期限、払戻し) 1. (現行どおり) 2. 新カードが発行された時点で旧カードにプリペイドバリューの利用可能残高がある場合、<u>利用可能残高は新カードに維持されるものとします。</u> 3～4. (現行どおり)</p> <p>【資金移動 (現金バリュー) サービス】 第 26 条 (資金移動サービス) 1～2. (現行どおり) 3. 会員が本カードにチャージした金額を利用できるまで、最大 24 時間を要する場合があります。<u>なお、金融機関の営業時間、規制上の要件、電気通信回線の状況その他の事情によって制限を受ける場合があるものとします。</u> 4～7. (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (現金バリューのチャージ) 1. 会員は、当社が定める手段により、現金バリューを繰り返しチャージすることができます。チャージ手段およびご利用にあたっての条件・ご注意事項については、<u>当社ホームページ</u>をご確認ください。なお、現金バリューのチャージ後、原則チャージの取消しはできません。 2. (現行どおり)</p>	<p>字句の修正 (削除)</p> <p>表現方法を変更</p> <p>標準処理期間についての変更</p> <p>字句の修正 (削除) おまかせチャージ終了のため</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>第 28 条 (記載省略)</p> <p>第 29 条 (資金移動サービスの利用可能限度額) 1. (記載省略) 2. 第 1 項第 1 号の限度額は、第 22 条第 1 項第 1 号に定めるプリペイドバリューへのチャージ可能な限度額と合算し 100 万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは、以下の <u>Web サイト</u> をご確認ください。 http://www.softbank.jp/card/support/spec/</p> <p>第 30 条 (現金バリューによるカード決済) 1. (記載省略) 2. (記載省略) (1) 商品等購入代金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円に換算した金額に、当社所定の手数料を加算した金額で決済されます。詳しくは、以下の <u>Web サイト</u> をご確認ください。 http://www.softbank.jp/card/support/spec/ (2) (記載省略)</p> <p>第 31 条～第 32 条 (記載省略)</p> <p>第 33 条 (現金バリューの払戻し、残高移行) 1～3. (記載省略) 4. 会員は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができますものとします。ただし、有効期限の到来、<u>利用資格喪失</u>または本カードの利用停止等から 10 年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求めることはできないものとします。なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受けることができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。 (1) (記載省略) (2) 第 15 条の規定に基づき <u>利用資格喪失</u>をした場合 (3) 第 17 条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合</p> <p>【一般条項】 第 34 条 (記載省略)</p> <p>第 35 条 (反社会的勢力の排除)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (資金移動サービスの利用可能限度額) 1. (現行どおり) 2. 第 1 項第 1 号の限度額は、第 22 条第 1 項第 1 号に定めるプリペイドバリューへのチャージ可能な限度額と合算し 100 万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは、<u>当社ホームページ</u> をご確認ください。</p> <p>第 30 条 (現金バリューによるカード決済) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) (1) 商品等購入代金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円に換算した金額に、当社所定の手数料を加算した金額で決済されます。詳しくは、<u>当社ホームページ</u> をご確認ください。 (2) (現行どおり)</p> <p>第 31 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p>第 33 条 (現金バリューの払戻し、残高移行) 1～3. (現行どおり) 4. 会員は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができますものとします。ただし、有効期限の到来、<u>会員資格喪失</u>または本カードの利用停止等から 10 年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求めることはできないものとします。なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受けることができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。 (1) (現行どおり) (2) 第 15 条の規定に基づき <u>会員資格喪失</u>をした場合 (3) (現行どおり)</p> <p>【一般条項】 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>第 35 条 (反社会的勢力の排除)</p>	<p>字句の修正 (削除)</p> <p>字句の修正 (削除)</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p>1～4. (記載省略)</p> <p>5. 当社は、会員が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、カード利用を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちに本カードの利用資格喪失の措置を講じることができるものとします。この場合、会員は当該措置以降一切のカード利用および払戻しができなくなります。</p> <p>6. (記載省略)</p> <p>第36条～第38条 (記載省略)</p> <p>第39条 (合意管轄裁判所) 本規約に基づく取引に関して、会員と当社との間に訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p>以上 (2015年3月1日制定) (2015年5月12日制定) (2015年7月1日改定実施) (2016年7月1日改定実施) (2016年9月29日改定実施) (2017年2月1日改定実施) (2017年10月3日改定実施) (2018年2月26日改定実施) (2019年1月1日改定実施) (2019年5月15日改定実施)</p> <p><問い合わせ> (記載省略)</p> <p><苦情等対応> (記載省略)</p> <p>ソフトバンクカード(プリペイド機能等)における個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供・預託)に関する同意条項</p> <p>第1条～第2条 (記載省略)</p> <p>第3条 (営業活動等の目的での個人情報の利用) 1. (記載省略) (1)～(2) (記載省略)</p>	<p>1～4. (現行どおり)</p> <p>5. 当社は、会員が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、カード利用を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちに本カードの会員資格喪失の措置を講じることができるものとします。この場合、会員は当該措置以降一切のカード利用および払戻しができなくなります。</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (合意管轄裁判所) 本規約に基づく取引に関して、会員と当社との間に訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。</p> <p>以上 (2015年3月1日制定) (2015年5月12日制定) (2015年7月1日改定実施) (2016年7月1日改定実施) (2016年9月29日改定実施) (2017年2月1日改定実施) (2017年10月3日改定実施) (2018年2月26日改定実施) (2019年1月1日改定実施) (2019年5月15日改定実施) <u>(2019年9月1日改定実施)</u></p> <p><問い合わせ> (現行どおり)</p> <p><苦情等対応> (現行どおり)</p> <p>ソフトバンクカードにおける個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供・預託)に関する同意条項</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 (営業活動等の目的での個人情報の利用) 1. (現行どおり) (1)～(2) (現行どおり)</p>	<p>字句の修正</p> <p>規約改定のため</p> <p>クレジット機能終了のため</p>

ソフトバンクカード会員規約

現行	改定案	改定事由
<p>(3) 提供方法 イ) メール、電磁媒体等の電磁的方法 ロ) オンラインによる方法 ハ) 書面による方法 ニ) 上記イないしハのほか当社所定の方法 2. 提携企業は、入会申込者および会員の個人情報を適切に管理し、あらかじめ同意を得ることなく、前項第2号の定めを超えて第三者に提供しないものとします。ただし、次の場合は除きます。</p> <p>イ)～ニ) (記載省略)</p> <p>第4条～第5条 (記載省略)</p> <p>第6条 (本規約の不同意の場合) 当社は、会員が本カードの申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、本カードの発行をお断りすることや利用資格喪失の手続きをとる場合があります。</p> <p>第7条 (記載省略)</p> <p>第8条 (契約が不成立時および利用資格喪失後の個人情報の利用) 会員規約に関する契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実、本同意条項第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。会員の利用資格喪失後も、本同意条項に基づき、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</p> <p>第9条 (条項の変更) 本同意条項は法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。 以上 (2015年3月1日制定) (2015年7月1日改訂実施) (2015年9月1日改定実施) (2016年3月25日改定実施) (2016年10月25日改定実施) (2017年10月3日改定実施) (2019年5月15日改正実施)</p> <p>[相談窓口] (記載省略)</p>	<p>(3) 提供方法 イ) メール、電磁媒体等の電磁的方法 ロ) オンラインによる方法 ハ) 書面による方法 ニ) 上記イないしハのほか当社所定の方法 2. <u>当社ならびに</u>提携企業は、入会申込者および会員の個人情報を適切に管理し、あらかじめ同意を得ることなく、前項第2号の定めを超えて第三者に提供しないものとします。ただし、次の場合は除きます。</p> <p>イ)～ニ) (現行どおり)</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第6条 (本規約の不同意の場合) 当社は、会員が本カードの申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、本カードの発行をお断りすることや<u>会員</u>資格喪失の手続きをとる場合があります。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (契約が不成立時および<u>会員</u>資格喪失後の個人情報の利用) 会員規約に関する契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実、本同意条項第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。<u>会員</u>資格喪失後も、本同意条項に基づき、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。</p> <p>第9条 (条項の変更) 本同意条項は法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。 以上 (2015年3月1日制定) (2015年7月1日改訂実施) (2015年9月1日改定実施) (2016年3月25日改定実施) (2016年10月25日改定実施) (2017年10月3日改定実施) (2019年5月15日改正実施) <u>(2019年9月1日改正実施)</u></p> <p>[相談窓口] (現行どおり)</p>	<p>法令上の対応について 明記</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>規約改定のため</p>

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p>お問い合わせ窓口 (記載省略)</p> <p>個人情報に関するお問い合わせ窓口 (記載省略)</p> <p>ソフトバンクカード会員 WEB サイト同意条項 第1条～第5条 (記載省略)</p> <p>ソフトバンクカード会員アプリ利用規約 第1条～第7条 (記載省略)</p> <p>第8条 (データグリゲーション) 1. データグリゲーションとは、登録ユーザーが 会員アプリを経由して当社が指定するインター ネットサービスサイトへアクセスし、インターネ ットサービスサイトにおける登録ユーザー自身 の情報を取得することをいいます。 2. 登録ユーザーは、当社が指定するインターネッ トサービスサイトにアクセスするための ID・パス ワードを保持し、当社に当該 ID・パスワードを提 供している場合のみデータグリゲーションを 利用できるものとします。なお、当社は、登録ユ ーザーから提示を受けた ID・パスワードを、「ソ フトバンクカードにおける個人情報の取扱い」に 基づき、適切に取り扱うものとします。 3. 登録ユーザーは、データグリゲーションによ り取得した情報を、蓄積、更新、加工・編集等 のうえ、会員アプリ上に表示し管理することが できます。 4. データグリゲーションサービスを利用する ことによるインターネットサービスサイトへの アクセス、登録ユーザーの情報の取得、蓄積、 更新、加工・編集等の機能の利用は、登録ユー ザー自身が自らの意思で行う操作であり、登録ユ ーザーは、これらの行為により生ずる結果全 てについて責任を負うものとします。当社は、 これらの行為の当事者、使者、代理人又は仲 立人等とならず、これらの行為により生じた 結果に対して一切の責任を負わないものと します。 5. 登録ユーザーは、当社が指定するインター ネットサービスサイトにアクセスするための ID ・パスワードに変更があった場合、当社所定 の方法により、変更を行わなければなりません。</p>	<p>お問い合わせ窓口 (現行どおり)</p> <p>個人情報に関するお問い合わせ窓口 (現行どおり)</p> <p>ソフトバンクカード会員 WEB サイト同意条項 第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>ソフトバンクカード会員アプリ利用規約 第1条～第7条 (現行どおり)</p>	<p>データアグ リケーショ ンを実施し ていないた め削除</p>

ソフトバンクカード会員規約		
現行	改定案	改定事由
<p><u>6. 登録ユーザーは、当社所定の方法により、データグリゲーションの利用を停止することができます。</u></p> <p>第9条～第17条 (記載省略) 第18条 (損害賠償) 1. (記載省略) 2. 当社の故意または重過失により、当社が賠償の責任を負う場合であっても、当社は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2016年10月25日制定実施) (2017年6月30日改定) (2017年10月12日改定)</p>	<p>第8条～第16条 (現行どおり) 第17条 (損害賠償) 1. (記載省略) 2. 当社の故意または重過失により、当社が賠償の責任を負う場合であっても、当社は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2016年10月25日制定実施) (2017年6月30日改定) (2017年10月12日改定) <u>(2019年9月1日改定)</u></p>	<p>条数繰り上げ</p> <p>規約改定のため</p>

以上